

令和8年度 大学等進学に係る主な奨学金等のご案内

令和8年2月現在

※本案内は、令和8年2月時点の制度を記載したものであり、予算審議の状況等により変更となる可能性があります。
※制度は、資料作成時における内容であり、随時、改定される場合があります。最新の状況については、必ず各実施機関のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

目次

1 大学等進学に係る奨学金	1
(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金	1
(2) 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免	3
(3) 鳥取県医師確保奨学金（各種）	4
(4) 看護職員修学資金等	5
(5) 理学療法士等修学資金	6
(6) 介護福祉士修学資金等	6
(7) 鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援金	8
(8) 生活福祉資金貸付制度（教育支援費、就学支度費）	8
(9) 母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）	9
(10) 保育士修学資金貸付制度	10
(11) 鳥取県育英奨学資金	11
(12) 鳥取県教員養成奨学金貸付事業	12
(13) その他の奨学金	12
2 鳥取県が実施する奨学金の返還支援助成	13
(1) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金	13
(2) 鳥取県公立学校教員奨学金返還支援助成金	14
3 鳥取県内の市町村が実施する奨学金の返還支援制度	15
4 大学等進学資金助成金	19
5 日本政策金融公庫「国の教育ローン」	19
鳥取県学生寮のお知らせ	20

➤ いずれの制度も詳細は各担当機関におたずねください。

➤ この資料に関するお問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局 人権教育課 育英奨学室
電話：0857-29-7145、FAX：0857-26-8176
電子メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp



1 大学等進学に係る奨学金

(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 (JASSO)

国 (文部科学省) の奨学金制度を、独立行政法人日本学生支援機構が実施しているものです。

<お問合せ先>

○在学 (出身) の高等学校又は在学の大学等

○独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

・ HP : <https://www.jasso.go.jp/index.html>

・奨学金相談センター 電話 : 0570-666-301 (ナビダイヤル)

月曜～金曜 : 9時00分～20時00分

(土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

・ 海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03-6743-6100



(日本学生支援機構 HP)

① 第一種奨学金(無利息) の貸与月額 (予定)

区分		以下の金額から選択	
大学	国公立	自宅通学	20,000円、30,000円、45,000円
		自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円
	私立	自宅通学	20,000円、30,000円、40,000円、54,000円
		自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円
短大 専修(専門)	国公立	自宅通学	20,000円、30,000円、45,000円
		自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円
	私立	自宅通学	20,000円、30,000円、40,000円、53,000円
		自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円
大学院	修士・博士前期課程、専門 職大学院	50,000円、88,000円	
	博士・博士後期課程、 博士医・歯・薬・獣医学課 程(6年制学部卒)	80,000円、122,000円	

※返還期間 : 概ね9～20年 (貸与総額により異なる)

② 第二種奨学金(利息付)の貸与月額 (予定)

区分	以下の金額から選択
大学・短大・高専<4・5年>、 専修<専門>	20,000円～120,000円の範囲内で、10,000円刻みで設定
私立大学 医・歯学部課程	上記のうち120,000円を選択した場合に限り、40,000円の増額可
私立大学 薬・獣医学部課程	上記のうち120,000円を選択した場合に限り、20,000円の増額可
大学院	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円
法科大学院	上記のうち150,000円を選択した場合に限り、40,000円又は70,000円の増額可

※返還期間 : 概ね9～20年 (貸与総額により異なる)

③ 入学時特別増額貸与奨学金(有利子)

- 第一種奨学金（無利子）または第二種奨学金（有利子）に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する有利子の奨学金で、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込みをしたものの利用できなかった世帯の学生・生徒を対象とする制度。
- 入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできない。また、入学前の貸与ではない。
- 入学（留学）月の奨学金に次の中から選択した額を増額。（1回の貸与）
100,000円、200,000円、300,000円、400,000円または500,000円

④ 給付奨学金

<参考：支援区分（収入基準）>

- 提出されたマイナンバーにより、2024年（1月1日から12月31日）の収入に基づく2025年度中禁制情報により算出された支給額算定基準額により判定。
支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）（100円未満切捨）
- 2025年中に減収（失業等）があっても状況を鑑みることとはできない。
- 市町村民税所得割が非課税の人はこの計算式にかかわらず支給額算定基準額が0円となる（以下の例外を除く）。
・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しない。これらの適用により所得割が非課税となっても、支給額算定基準額は0円にならない場合がある。
- 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）にを乗じた額となる。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分※	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※家計基準が第Ⅳ区分である場合の支援内容

支援の種類	給付型奨学金	授業料等減免	第一種奨学金
多子世帯に属する場合	支援あり	支援あり	併給調整あり
多子世帯に属さず、私立学校の理工農系の学科等に在籍している場合	0円	支援あり	併給調整あり
上記いずれも該当しない	支援なし	支援なし	併給調整なし

○ 一般の課程（通信教育以外の課程）の給付金額（月額）

区分		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	
大学 短大 専修<専門>	国公立	自宅通学	29,200円 (33,300円)	19,500円 (22,200円)	9,800円 (11,100円)	7,300円 (8,400円)
		自宅外通学	66,700円	44,500円	22,300円	16,700円
	私立	自宅通学	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)	9,600円 (10,700円)
		自宅外通学	75,800円	50,600円	25,300円	19,000円

※以下のいずれかに該当する場合、カッコ内の金額となる

・生活保護法による生活保護（扶助の種類を問わない）を受けている生計維持者と同居している人

・社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人

なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができる。

○ 通信教育課程の給付金額（年額）

区分		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
通信	国公立・私立/ 自宅・自宅外共通	51,000円	34,000円	17,000円	12,800円

(2) 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免

<お問合せ先>

- 在学（出身）の高等学校又は在学の大学等
- 文部科学省 HP「大学生のみなさんへ」学びたい気持ちを応援します
高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）
<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>



- 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象者は、授業料等減免の対象となる。
- 世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となる。
- 多子世帯に該当する場合、世帯の所得金額にかかわらず第Ⅰ区分と同額の減免額となる。
- 入学後「入学金」の減免を申請する場合、入学後3か月以内に在学高校に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象となる。
- 私立の大学、短大、専門学校の通信教育課程における入学金免除上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信教育課程は現在開講されていない）。
- 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

<授業料等減免の上限額（年額）>（カッコ内は、夜間制の減免額） ※区分は2ページ参照

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		
		入学金	授業料	入学金	授業料	
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	多子世帯	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
	多子世帯	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)	
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
	多子世帯	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円	
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし	支援なし	43,400円	233,400円
	多子世帯	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	

(3) 鳥取県医師確保奨学金 (各種)

<お問合せ先> ※申請先・申請時期等はホームページをご覧ください

○鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課 ・電話 : 0857-26-7195

・HP : 鳥取県医師確保奨学金の制度概要 <https://www.pref.tottori.lg.jp/171361.htm>



奨学金の種類	医師養成確保奨学金			地域医療強化医師確保奨学金	緊急医師確保対策奨学金	臨時特別医師確保対策奨学金
	地域枠 (H18~)	編入枠 (R4~)	一般競争枠 (H19~)	とっとり医療人養成枠 (R8~)	特別養成枠 (H21~)	臨時養成枠 (H22~)
貸付対象者	○鳥取大学医学部医学科学科推薦型選抜入試Ⅱ (地域枠) 入学者 ・県内高校卒業 (見込) 者に限る (2浪まで)	○鳥取大学医学部医学科学科編入型選抜入学者 ・大学等卒業 (見込) 者で、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、兵庫県、高校卒業。又は、父母のいずれかの現住所が鳥取県である者	○県内外の大学医学部医学科在学生 【鳥取大学】 ・出身地、卒業高校の所在地が問わない 【県外大学】 ・県内高校卒業者に限る 【自治医科大学】 ・R5年度以降の鳥取県入学	○鳥取大学医学部医学科一般選抜 (前期日程) 地域枠 (鳥取県) 入学者 ・出身地、卒業 (見込) 高校の所在地を問わない	○鳥取大学医学部医学科学科推薦型選抜Ⅱ (特別養成枠) 入学者 ・県内高校卒業 (見込) 者 (2浪まで) ・県外高校卒業 (見込) 者 (浪まで) で鳥取県に縁のある者 (本人・保護者等の出生地・本籍地・現住所等が鳥取県内であること等)	○鳥取大学医学部医学科一般選抜 (前期日程) 地域枠 (鳥取県) 入学者 ・出身地、卒業 (見込) 高校の所在地を問わない
新規貸付枠	5人以内 (新入生のみ)	5人以内 (新入生のみ)	鳥取大学及び県外大学: 5人以内 (1~6年自治医大: 3人以内 (新入生のみ))	7人 (新入生のみ)	6人 (新入生のみ)	11人 (新入生のみ)
奨学金の額	月額120千円 (年額1,440千円)	月額120千円 (年額1,440千円)	月額100千円 (年額1,200千円)	月額120千円 (年額1,440千円)	月額150千円 (年額1,800千円)	月額150千円 (年額1,800千円)
貸付期間	6年 (72月)	5年 (60月)	1年 (12月) ~ 6年 (72月) ※貸付時の学年による	6年 (72月)	6年 (72月)	6年 (72月)
返還除要件	医師免許取得後直ちに臨床研修 (県内に限定) を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間 (9年) 以内に、知事の指定する県内医療機関に、貸付期間と同期間 (6年) 勤務	医師免許取得後直ちに臨床研修 (県内に限定) を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間 (9年) 以内に、知事の指定する県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間 (最長6年) 勤務 (自治医大にあっては、卒業後、県職員 (医師) として、知事から勤務を命ずる県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間 (最長6年) 勤務)	医師免許取得後直ちに臨床研修 (鳥取大学医学部附属病院管理) を受け、当該臨床研修終了後直ちに県内で専門研修 (鳥取大学医学部附属病院管理) を受け又は知事が別に定める業務に従事し、かつ、これらの期間が合計して4年に満たない場合は、これらの期間との合計が4年に達するまでの期間、県内医療機関に勤務	卒業後、県職員 (医師) として、知事が勤務を命ずる県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間 (9年) 勤務	医師免許取得後直ちに臨床研修 (県内に限定) を受け、臨床研修開始後、貸付期間の2倍の期間 (12年) 以内に、知事の指定する県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間 (9年) 勤務、かつ、当該期間 (9年) のうち知事が指定した区域において4年 (臨床研修期間を除く) 以上勤務	
臨床研修先	県内に限定 (マッチング参加、自治医大にあっては県指定) ※ただし、令和元年度以前の貸付決定者は限定無し	鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合、下記年限を勤務期間に算入する (自治医大には適用なし)。 ・小児科 (脳神経小児科を含む) ・産科・救急科・精神科・外科・整形外科の場合… 最長3年 ・がん薬物療法専門医、放射線治療専門医又は感染症専門医を取得するための業務又は専門医としての業務に従事する場合… 最長3年 ・上記以外の場合… 最長1年 (ただし知事から認められる場合は3年まで可)	鳥取大学医学部附属病院 (全診療科) に勤務する場合は、猶予期間を最長年まで延長可とする (自治医大には適用なし)。	鳥取大学医学部附属病院に限定	県内に限定 (マッチング参加)	
返還除対象勤務先	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、救急告示病院、精神科救急医療施設、回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法の療養の給付の対象となる病院 (自治医大にあっては、県内の自治体立病院・診療所、公的病院 (大学病院は研修のみ))	<専門研修 (鳥取大学医学部附属病院管理) を受ける場合> 当該専門研修に係る県内の基幹施設、連携施設、関連施設 <知事が別に定める業務に従事する場合> 鳥取大学医学部医学科学科社会医学講座・地域医療学講座、県内行政機関、鳥取県地域医療支援センター、鳥取大学医学部大学院医学系研究科医学専攻 (修学) <上記の期間との合計が4年に達するまでの期間、県内医療機関に勤務する場合> 県内の病院・診療所	<専門研修 (鳥取大学医学部附属病院管理) を受ける場合> プログラム統括責任者が指定 <その他の場合> 奨学金が選択	県内の自治体立病院・診療所、公的病院 (大学病院は研修のみ)	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、大学医学部附属病院、救急告示病院、精神科救急医療施設、回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法の療養の給付の対象となる病院	
勤務先の決定	奨学金が選択 (自治医大にあっては県指定)			鳥取県が指定	奨学金が選択	

(4) 看護職員修学資金等

<お問合せ先>

- 鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課
 ・HP：看護職員修学資金貸付制度
<https://www.pref.tottori.lg.jp/63573.htm>
 ・電話：0857-26-7190



【修学資金】

- ① 申請資格 ・看護職員養成施設に在学している者又は看護職員の免許を取得後大学院の修士課程に在学している者
 ・将来県内において看護職員又は看護教員としてその業務に従事しようとする者

② 貸付月額

区 分	貸 与 額			
	自治体立等	32,000円	民間立	36,000円
保健師・助産師・看護師養成所、看護系短期大学	自治体立等	32,000円	民間立	36,000円
准看護師養成所	自治体立等	15,000円	民間立	21,000円
看護系大学	自治体立等	48,000円	民間立	61,000円
看護系大学院修士課程	国内	83,000円	国外	200,000円

※「自治体立等」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます

- ③ 貸付利率 無利子
 ④ 貸付期間 養成施設等に在学する期間（各養成施設の正規の修業年数が上限）
 ⑤ 返還期間 貸付を受けた期間と同じ（例：3年間貸付を受けた場合は3年間で返還）
 ⑥ 返還の免除 卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き5年間看護職員又は看護教員の業務に従事した場合、修学資金の返還が免除されます

病床が200床以上の病院（精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。）	半額免除
上記以外の施設 （例）200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所、市町村 等	全額免除

- ⑦ 募集時期 4月（養成施設等入学後）
 ⑧ 申請書の配布 オンライン申請となりますので、詳細はホームページをご確認ください

【奨学金】

- ① 申請資格 ・国立大学法人鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する者で、地域枠推薦入学又は鳥取県看護職員養成枠入学により入学し、在学している者
 ・将来県内において看護職員又は看護教員としてその業務に従事しようとする者
- ② 貸付月額 60,000円
 ③ 貸付利率 無利子
 ④ 貸付期間 4年間
 ⑤ 返還期間 貸付を受けた期間と同じ（4年間で返還）
 ⑥ 返還の免除 卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き6年間常勤の看護職員又は看護教員の業務に従事された場合は、奨学金の返還が免除されます

病床が200床以上の病院（精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。）	半額免除
上記以外の施設 （例）200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所、市町村 等	全額免除

- ⑦ 募集時期 鳥取大学入学試験の出願時

(5) 理学療法士等修学資金

<お問合せ先>

- 鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課
・HP：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士修学資金
<https://www.pref.tottori.lg.jp/47653.htm>
・電話：0857-26-7173



- ① 申請資格 ・養成施設等（大学・短期大学・高等専門学校等）に在学している者。
・将来県内で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者。
- ② 貸付月額

区 分	貸与額
自治体立等養成所（大学・短期大学・高等専門学校を含む）	32,000円
その他の養成所等（大学・短期大学・高等専門学校を含む）	36,000円

※「自治体立等養成所」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

- ③ 貸付利率 無利子
- ④ 貸付期間 養成施設等に在学する期間
- ⑤ 返還期間 貸付を受けた期間と同じ（例：4年間貸付を受けた場合は4年間で返還）
- ⑥ 返還の免除 卒業後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ県内において理学療法士等の業務に、貸付を受けた期間の1.5倍の期間（例：4年間貸付の場合6年間）従事された場合は修学資金の返還が免除されます。
- ⑦ 募集時期 4月（養成施設等入学後）

(6) 介護福祉士修学資金等貸付事業

<お問合せ先>

- 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
・HP：【貸付事業】鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業のお知らせ
<https://www.tottori-wel.or.jp/jinzai/4a/>
・電話：0857-59-6336



(ア) 介護福祉士修学資金貸付事業

- ① 申請資格
・介護福祉士の養成施設等に進学予定又は在学している者
・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件で従事しようとする者
・学業成績優秀で心身ともに健全な者
- ② 貸付月額等

修学資金（月額）	50,000円以内（留年年度を除き、毎月送金）
入学準備金	200,000円以内（入学年度の初回送金時1回限り）
就職準備金	200,000円以内（卒業年度の最終回送金時1回限り）
国家試験受験対策費	40,000円以内（卒業年度の7月送金時1回限り）

※生活保護受給世帯又は準要保護世帯には、生活費加算の制度も有り。

- ③ 貸付利率 無利子
- ④ 貸付期間 養成施設等に在学する期間（留年期間を除く）

- ⑤ 返還方法 一括又は貸付を受けた期間の2倍の月数を上限とする月賦均等払方式による返還
- ⑥ 返還の免除 養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き5年間以上業務への従事を継続（休業、欠勤の期間は従事期間から除外）した場合
(返還金の免除は鳥取県社協の指定する様式で申請が必要)

(イ) 社会福祉士修学資金貸付事業

① 申請資格

- ・社会福祉士の短期養成施設又は一般養成施設に在学している者
- ・将来、鳥取県内において社会福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件で従事しようとする者
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者

② 貸付月額等

修学資金（月額）	50,000円以内（留年年度を除き、毎月送金）
入学準備金	200,000円以内（入学年度の初回送金時1回限り）
就職準備金	200,000円以内（卒業年度の最終回送金時1回限り）

※生活保護受給世帯又は準要保護世帯には、生活費加算の制度も有り。

- ③ 貸付利率 無利子
- ④ 貸付期間 養成施設等に在学する期間（留年期間を除く）
- ⑤ 返還方法 一括又は貸付を受けた期間の2倍の月数を上限とする月賦均等払方式による返還
- ⑥ 返還の免除 養成施設を卒業した日から1年以内に、社会福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で社会福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き5年間以上業務への従事を継続（休業、欠勤の期間は従事期間から除外）した場合
(返還金の免除は鳥取県社協の指定する様式で申請が必要)

(ウ) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

① 申請資格

- ・介護福祉士実務者研修施設に在学している者
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件で従事しようとする者
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者
- ・本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度の3月31日において、介護職員等の在職期間が1,095日以上かつ従事日数が540日に到達しているもしくは到達見込であること
- ・本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度に実施される、介護福祉士国家試験を受験しようとする者であること。

② 貸付額 200,000円以内

③ 貸付利率 無利子

④ 貸付期間 養成施設等に在学する期間（留年期間を除く）

⑤ 返還方法 一括又は12カ月を上限とする月賦均等払方式による返還

⑥ 返還免除 実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日から1年以内に、介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き2年間以上業務への従事を継続（休業、欠勤の期間は従事期間から除外）した場合（返還金の免除は鳥取県社協の指定する様式で申請が必要）

(7) 鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援金

<お問合せ先>

- 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
 ・HP：【給付事業】鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金
<https://www.tottori-wel.or.jp/hukushi/8/>
 ・電話：0857-59-6344



- ① 制度概要 大学・短大・専門学校へ進学をめざす、県内のひとり親家庭又は児童養護施設・里親の世帯の高校生、高等専修学校生（以下「生徒」という。）を支援する
- ② 応募資格 下記（1）～（3）の全ての要件を満たしていること。
- | | |
|-----------|---|
| (1) 進学者要件 | 本年度3月末現在において、県内に在住する生徒であって、大学・短大・専門学校への進学を予定していること |
| (2) 世帯要件 | 次の各号の要件のいずれかに該当すること
(ア) 市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の生徒
(イ) 児童養護施設に措置又は里親に委託された生徒 |
| (3) その他 | 前各号に該当する生徒であって、学業成績が優秀で他の模範となる生徒 |
- ③ 支援金の給付 1年間の給付対象者は10名を基本とする
 1人当たり100,000円を給付する
- ④ 応募時期 9月～12月下旬（予定）
- ⑤ 応募方法 必要な書類を整えて、在籍する高校又は高等専修学校に提出していただきます

(8) 生活福祉資金貸付制度（教育支援費、就学支度費）

<お問合せ先>

- お住まいの地域の市町村社会福祉協議会
 ○社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
 ・HP：生活福祉資金貸付制度（福祉資金・教育支援資金）のご案内
https://www.tottori-wel.or.jp/chiiki/kashi_top/kashi/
 ・電話：0857-59-6333



- 対象世帯：前年所得の1/12が生活保護費（基準額）の1倍未満の世帯
 ・他から同種類の奨学資金の貸与または給付を受けられないこと。または、それらで不足を生じる等の事情があること（必要性により判断）
 ・世帯内で連帯借受人が必要

① 教育支援費

ア 貸付月額（予定）

区 分	貸付限度額
短大（専修学校専門課程含む）	60,000円以内
大学	65,000円以内

※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能

- イ 貸付期間 大学等の在学期間中
 ウ 返還期間 据置期間経過後20年以内
 エ 貸付利率 無利子

② 就学支度費（入学時のみ）

- ア 貸付額 500,000円以内
 イ 返還期間 据置期間経過後20年以内
 ウ 貸付利率 無利子

(9) 母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）

<お問合せ先>

○鳥取県子ども家庭部家庭支援課

・HP：母子父子寡婦福祉資金について

<https://www.pref.tottori.lg.jp/322241.htm>

・電話：0857-26-7869

○お住まいの市町村

（三朝町にお住まいの方は中部県民福祉局、大山町にお住まいの方は西部県民福祉局にお問い合わせください）

・鳥取県中部総合事務所県民福祉局（電話 0858-23-3126）

・鳥取県西部総合事務所県民福祉局（電話 0859-31-9308）



○申請資格

● 母子（父子）家庭（配偶者のない女子（男子）とその扶養されている児童（20歳未満）で構成されている家庭）の母（父）（県内に住所を有すること）または児童本人

● 父母のない児童（20歳未満の者で、県内に住所を有すること）

（注）児童本人が借主となる場合は連帯保証人が必要。

①就学支度資金

ア 貸付額

区分		貸付限度額	
		自宅	自宅外
短大・大学 専修(専門)学校 大学院	国公立	420,000円	430,000円
	私立	580,000円	590,000円

イ 返還期間 原則として5年以内

ウ 貸付利率 無利子

②修学資金

ア 貸付月額

区分		貸付限度額	
		自宅	自宅外
専修（専門）学校	国公立	67,500円	78,000円
	私立	89,000円	126,500円
短大	国公立	67,500円	96,500円
	私立	93,500円	131,000円
大学	国公立	71,000円	108,500円
	私立	108,500円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	



※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、奨学金の貸与月額を考慮して必要な額を、給付型奨学金及び高等教育の修学支援新制度による授業料の減免を受ける場合は、修学資金の貸付限度額から控除して貸し付けます。

イ 貸付期間 入学時から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで

ウ 返還期間 20年以内

エ 貸付利率 無利子

(10) 保育士修学資金貸付制度



<p><お問合せ先></p> <p>○社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会</p> <p>・HP：保育士修学資金貸付 https://www.tottori-wel.or.jp/jinzai/3a/3/2/</p> <p>・電話：0857-59-6336</p>	
<p>○参考：鳥取県 子ども家庭部 子育て王国課</p> <p>HP：保育士を目指す方向けの修学支援制度 https://www.pref.tottori.lg.jp/286037.htm</p>	

指定保育士養成施設において保育士の資格取得に必要な教育を受け、将来、県内の保育所等において保育士として働く意思のある優秀な学生に対し、修学に必要な資金の貸し付けを行います。

保育士修学資金貸付	
対象者	<p>次の要件を全て満たし、かつ卒業後、鳥取県内の保育所等において保育士として業務に従事しようとする方が対象になります。</p> <p>① 申請日時点において、養成施設に在学する者 (県外の養成施設の場合、県内高校等を卒業した者)</p> <p>② 養成施設から修学資金の貸付を受ける者として適格であるとして推薦されること</p> <p>③ 学業優秀であること</p> <p>④ 生計維持者の所得の状況が、日本学生支援機構貸与奨学金(第二種)の家計基準上限以下であること</p> <p>⑤ 鳥取県及び他自治体等から類似の修学資金等の貸与を受けていない者であること</p>
貸付上限額	<p>最大 1,600,000 円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金 200,000 円 ・修学資金 月額 50,000 円×在学月数(最大 24 カ月) ・就職準備金 200,000 円 <p>※高等教育の修学支援新制度や養成施設独自の特待制度等により入学金及び授業料等の減免が適用される場合、減免額を除いた自己負担額を貸付上限とする</p>
貸付期間	養成施設に在学する期間。ただし、修学資金は 24 月分を限度とする
利息	無利子
返還方法	月賦均等払ほか
返還免除要件	<p>養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士の登録を受け、県内の保育所等で 3 年以上保育士として児童の保護等に引き続き従事したとき</p> <p>※令和 8 年 1 月時点の要件であり、今後見直しとなる場合があります</p>
募集時期	令和 8 年 4 月 ※養成施設入学後の募集です。

(11) 鳥取県育英奨学資金（令和9年度進学者分 令和8年度進学者分は募集終了）

※募集は「予約募集」のみで、既に大学等へ入学された方を対象とした「在学募集」は実施していません。

<p><お問合せ先> ○鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室 電話：0857-29-7145 HP：鳥取県育英奨学資金（国内大学等：大学等奨学資金） https://www.pref.tottori.lg.jp/325762.htm HP：鳥取県育英奨学資金（国外大学：世界へ羽ばたく人材育成奨学金） https://www.pref.tottori.lg.jp/325763.htm</p>	 
---	--

(ア) 国内大学等：大学等奨学資金

- ① 対象となる学校 大学、短期大学、専修学校（専門課程：修業年限が2年以上）
- ② 貸与月額 国公立：45,000円、私立：54,000円
- ③ 貸与期間 入学した学校等の正規の修業年限の終了する月まで（例：大学=4年、短大・専修学校=2年、医学・歯学部等=6年）
- ④ 申請資格
 - 令和9年度に大学、短大、専修学校専門課程に新規に入学する者
 - 高校2年時の学業成績が3.0以上の者
 - 世帯の所得が基準額以下（基準額は募集時にご案内します）
 - 鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと
 - 鳥取県以外から鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと（教育委員会が別に定める奨学金を除く）
- ⑤ 貸付利率 無利子
- ⑥ 返還期間 貸与終了6月後から、20年以内
- ⑦ 返還猶予 進学、傷病、失業等の時は返還を猶予できる
- ⑧ 募集時期 令和8年7月～9月上旬（予定） ※高校3年生（既卒者含む）向けの予約募集
- ⑨ 募集人数 210人（予定）

(イ) 国外大学：世界へ羽ばたく人材育成奨学金

- ① 対象となる学校 学位取得を目的として、学士号が取得できる諸外国の大学に進学する場合に限る
- ② 貸与月額
 - 基本額：月額60,000円、月額90,000円又は月額120,000円のうち、選択する金額
 - 国外加算額：大学が設置されている国の地域に応じて、月額20,000円、月額40,000円又は月額80,000円のうちから教育委員会が別に定めるところにより決定される金額
 - 希望者には、別途「入学支度金」を支給します（海外進学に係る保険料、海外渡航にともなう航空費、査証及び旅券の取得費用、健康診断料、予防接種料等 上記対象経費の1/2、支給額の上限は300,000円）
- ③ 貸与期間 入学した学校等の正規の修業年限の終了する月まで（4年間を上限とする）
- ④ 申請資格
 - 令和9年度に大学、短大、専修学校専門課程に新規に入学する者
 - 高校2年時の学業成績が4.0以上の者
 - 世帯の所得が基準額以下
 - 鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと
 - 鳥取県以外から鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと（教育委員会が別に定める奨学金を除く）
- ⑤ 貸付利率 無利子
- ⑥ 返還期間 貸与終了6月後から、20年以内
- ⑦ 返還猶予 進学、傷病、失業等の時は返還を猶予できる
- ⑧ 募集時期 令和8年7月～9月上旬（予定） ※高校3年生（既卒者含む）向けの予約募集
- ⑨ 募集人数 5人（予定）

(12) 鳥取県教員養成奨学金貸付事業 (令和9年度進学者分)

※令和8年度新規事業につき、具体的な内容は現在調整中

<お問合せ先>

- 鳥取県 総務部 教育学術課
- ・電話：0857-26-7815

<主な内容 (予定) >

- ・鳥取大学が設定する「地域教員希望枠」により入学した学生に対して奨学金の貸付を行う
- ・貸付金額 月額60,000円
- ・貸付対象者 鳥取大学地域教員希望枠入学生 5名 (予定)
- ※鳥取大学を卒業後、県内の公立学校又は私立学校に6年間教員として業務に従事した場合返還免除

(13) その他の奨学金

制度名	制度の概要	区分	問合せ先
あしなが育英会 奨学金	保護者の方が病気、災害、自死などで亡なられたか（交通事故を除く）、重い後遺障害により働けず、教育費に困っている家庭の生徒に対し奨学金の貸与を行う 【月額】 ● 大学、短期大学：40,000円 又は 50,000円 ● 専門学校：40,000円	貸与	一般財団法人あしなが育英会 電話：03-3221-0888 HP：https://www.ashinaga.org/ 
交通遺児育英会 奨学金	保護者の方が道路上の交通事故で亡なられたか、重い後遺障害により働けず経済的に困っている家庭の生徒に対し奨学金の貸与（一部給付）を行う 【月額】 ● 40,000円、50,000円 又は 60,000円から選択	貸与 + 給付	公益財団法人交通遺児育英会 電話：03-3556-0773 HP：https://www.kotsuiji.com/ 
長谷育英奨学会 奨学金	鳥取県内に住所を有し、学業に優れ向上心がありかつ経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付を行う 【月額】 ● 40,000円、55,000円、65,000円から選択 ※ただし、65,000円は私立大学の自宅外通学生に限る	貸与	公益財団法人長谷育英奨学会 電話：0857-21-1588 HP：https://www.haseikuei.jp/ 
リンガーハット財 団 奨学金	鳥取県内の大学（2年から4年）・大学院に在籍する学生及び鳥取県内の高等学校等を卒業し、他都道府県の大学（2年から4年）・大学院に在籍する学生5～10名程度に、奨学金を無償給付（対象者は大学2年生以上） 【月額】 ● 20,000円（給付）	給付	公益財団法人米濱・リンガーハット財団 HP：https://yonehama-rh-found.or.jp/ 

※掲載しているのは、県が実施（関与）している全県を対象とした奨学金、利用者が多い奨学金であり、この他にも市町村独自の奨学金、大学等における奨学金、民間団体の実施する各種の奨学金があります。

2 鳥取県が実施する奨学金の返還支援助成

(1) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

<お問合せ先>

○鳥取県 政策統轄総局 政策統轄課

・HP：鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

・電話：0857-26-7648



鳥取県内に就職する大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生、大学等既卒者(35歳未満)の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成します。※**県内の対象業種に就職する前に、認定を受ける必要があります!**

1 対象者〔次の(1)から(3)のいずれにも該当する方〕

(1) 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。(複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。)

ア (独)日本学生支援機構の無利子 (I種) 奨学金及び有利子 (II種) 奨学金

イ 鳥取県育英奨学金

ウ その他別に定める奨学金 (県HPをご確認ください)

(2) 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること

区分	在学する学校等	申請可能な学年等
ア 学生	大学院の修士課程、大学、短期大学、専門学校	1年生以上
	高等専門学校	4年生以上
	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校	1年生以上
イ 既卒者	上記の学校等を卒業している35歳未満で無職または非正規雇用の方か、もしくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する方(鳥取県内で、正規雇用で働いたことがある場合は対象外)	

(3) 鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職し、8年以上県内で就業・定住の意思のある者

2 対象業種

特定業種	ア 製造業 イ 情報通信業(情報サービス業、インターネット付随サービス業) ウ 薬剤師の職域 エ 建設業 オ 建設コンサルタント業 カ 旅館・ホテル業 キ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域 ク 農林水産業(農林水産業協同組合含む) ケ 理容師・美容師の職域 コ 歯科技工士の職域 サ 獣医師の職域(公務員を除く) シ 自動車整備士の職域 ス 自動車小売業 セ 私立中学校・高等学校・専修学校の教員の職域
一般業種	上記特定業種以外の全業種(公務員として就職するものは除く)

3 助成内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金、就職先業種に応じて返還額を助成します。

区分	無利子	有利子
特定業種	返還総額の1/2 ※既卒者の場合は返還残額 <上限額> ● 大学院・薬学部(6年) : 216万円 ● 大学(学部4年) : 144万円 ● 短大・高専・専門学校(2年) : 72万円	返還総額の1/4 ※既卒者の場合は返還残額 <上限額> ● 大学院・薬学部(6年) : 108万円 ● 大学(学部4年) : 72万円、 ● 短大・高専・専門学校(2年) : 36万円
	返還総額の1/4 ※既卒者の場合は返還残額 <上限額> ● 大学院・薬学部(6年) : 108万円 ● 大学(学部4年) : 72万円 ● 短大・高専・専門学校(2年) : 36万円	返還総額の1/8 ※既卒者の場合は返還残額 <上限額> ● 大学院・薬学部(6年) : 54万円 ● 大学(学部4年) : 36万円 ● 短大・高専・専門学校(2年) : 18万円

※ 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子の奨学金が優先されます

※ 助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職してから8年度間とします

※ 助成期間中に退職や県外転居により助成条件を満たさなくなった場合は、助成金の返還を求める場合があります

(2) 鳥取県公立学校教員奨学金返還支援助成金

<お問合せ先>

- 鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課
- ・HP：鳥取県公立学校教員奨学金返還支援事業
<https://www.pref.tottori.lg.jp/325844.htm>
- ・電話：0857-26-7513



1 助成期間 令和9年度から令和17年度（助成開始は令和10年度）

2 対象者〔次の（1）から（3）のいずれにも該当する方〕

- (1) 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。）
 - ア（独）日本学生支援機構の無利子奨学金及び有利子奨学金
 - イ 鳥取県育英奨学資金
 - ウ その他鳥取県教育委員会教育長が別に定める奨学金
- (2) 令和9年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登録された者であること。
- (3) 原則として、令和9年4月1日に本県公立学校教員として採用され、8年経過するまでの期間、勤務する意思を有する者であること

3 募集人数 10名 ※申請者多数の場合は、選考試験における結果等により対象者を認定します

4 助成内容

区分	助成金額	助成金額の上限	
無利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数 × 3万円	
		大学（4年間）	144万円
		高専・短大・専門（2年間）	72万円
有利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額（利子を除く）の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数 × 1.5万円	
		大学（4年間）	72万円
		高専・短大・専門（2年間）	36万円

5 助成方法

県内公立学校教員への採用、継続雇用を確認の上、支給決定額を8年に分けて対象者へ支給します。

（支援対象者には原則、8年間の就業継続義務があります。）


※助成期間内に離職した場合は助成対象外となり、助成金の返還を求める場合があります。

6 応募方法


令和9年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿の発表（令和8年9月頃予定）後に、必要書類を添付の上、申請書を提出してください。

3 鳥取県内の市町村が実施する奨学金の返還支援制度


(1) 倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金（倉吉市）

制度概要		問合せ先
要件	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の事業所に正社員として就職した移住就職者の内、本助成金の交付認定を受けた者 ●Uターン就職者も、転入の前90日間以上市外に住所を有していた場合、住民票を市外から市内へ移すことで対象となります 	倉吉市しごと定住促進課 0858-22-8129
対象奨学金	日本学生支援機構、国、地方自治体、大学、民間企業が奨学を目的とする学資金、その他市長が認める奨学金	
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ●対象経費 奨学金の返還に要した経費（上限無し） ●補助率 無利子奨学金 1/2、有利子奨学金 3/4 ●助成期間 8年間（支援開始後5年目以降は繰上げ償還にかかる支払額も対象） ●対象業種 全業種（ただし、公務員、独立行政法人の職員・役員は助成対象外） ●その他 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金との併用が可能 ●HP：https://www.city.kurayoshi.lg.jp/1454.htm 	


(2) 若桜町大学等奨学資金返還支援助成金（若桜町）

制度概要		問合せ先
要件	<ul style="list-style-type: none"> ●若桜町大学等奨学資金の貸与が終了し、その奨学資金を返還していること （注意）若桜町大学等奨学資金以外の奨学資金は対象外 ●奨学資金の返還について、国や県など他の公的機関から助成金等の支援を受けていないこと ●若桜町に住居登録し、かつ居住していること ●企業等で就労していること、又は自ら事業を営んでいること ●町税等の滞納がないこと ●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の第2条第6号に規定する暴力団員でないこと 	若桜町教育委員会事務局 0858-82-2213
対象奨学金	若桜町大学等奨学資金	
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ●助成額 申請年度の属する年度の返還実績の1/2、上限120,000円 ●助成期間 1年間で奨学資金を返還した期間 （注意）毎年申請することにより、返還が終了するまで対象 ●HP：https://www.town.wakasa.tottori.jp/soshikikarasagasu/kyoikuinkai/1/2/517.html 	


(3) おせっかい奨学パッケージ（智頭町）

制度概要		問合せ先
対象者	智頭町出身の高校生、大学生、短大生、専門学校生等	智頭町企画課 0858-75-4112
応募要件	智頭町出身で自宅から通うことのできない学校に通っていること	
対象奨学金	おせっかい奨学金	
助成金額	45,000円/月（大学生等）、30,000円/月（高校生）の奨学ローンを借入することが可能。利子は全額補助対象、元金は卒業後10年以内にUターンした場合に補助対象となる HP： https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/kikaku/mezasu/9/	


(4) 湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金（湯梨浜町）

制度概要		問合せ先
対象者及び 応募要件	次の各号のいずれにも該当する者 一 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定を受けた者 二 湯梨浜町に定住することを希望する者	湯梨浜町 教育総務課 0858-35-5362
対象奨学金	日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金、湯梨浜町育英奨学資金、技能者育成資金融資制度、生活福祉資金貸付制度（教育支援費）、母子・父子・寡婦福祉資金	
助成金額	無利子の場合→返還総額（在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする）×1/6 有利子の場合→返還総額（（利子除）在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする）×1/8 HP : https://www.yurihama.jp/soshiki/19/15134.html	


(5) 琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金（琴浦町）

制度概要		問合せ先			
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定および交付決定を受けている者 ●奨学金の貸与を受けており、返還の予定か又は返還中の者 ●鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職すること ●琴浦町に定住すること 	琴浦町商工観光課 0858-52-1713			
対象奨学金	日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金、琴浦町林原育英奨学金など				
助成金額等	<table border="1"> <tr> <td>無利子の奨学金 を受けている方</td> <td>当該奨学金返済額の全額（鳥取県 1/2、琴浦町 1/2） ※既卒者の場合は、返還残額 ただし、鳥取県と琴浦町あわせて当該奨学金の貸与月数×6万円が限度</td> </tr> <tr> <td>有利子の奨学金 を受けている方</td> <td>当該奨学金返済額（利子を除く）の1/2（鳥取県 1/4、琴浦町 1/4） ※既卒者の場合は、利子を除く返還残額 ただし、鳥取県と琴浦町あわせて当該奨学金の貸与月数×3万円が限度</td> </tr> </table> <p>HP : https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2021032400031/</p>		無利子の奨学金 を受けている方	当該奨学金返済額の全額（鳥取県 1/2、琴浦町 1/2） ※既卒者の場合は、返還残額 ただし、鳥取県と琴浦町あわせて当該奨学金の貸与月数×6万円が限度	有利子の奨学金 を受けている方
無利子の奨学金 を受けている方	当該奨学金返済額の全額（鳥取県 1/2、琴浦町 1/2） ※既卒者の場合は、返還残額 ただし、鳥取県と琴浦町あわせて当該奨学金の貸与月数×6万円が限度				
有利子の奨学金 を受けている方	当該奨学金返済額（利子を除く）の1/2（鳥取県 1/4、琴浦町 1/4） ※既卒者の場合は、利子を除く返還残額 ただし、鳥取県と琴浦町あわせて当該奨学金の貸与月数×3万円が限度				

(6) 伯耆町奨学金返還支援助成金（伯耆町）

制度概要		問合せ先
応募要件	次の各号のいずれにも該当する者 ●鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付決定を受けた者 ●前年度奨学金の返還がある者 ●鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している者（対象業種は以下のとおり） ①製造業 ②情報通信業 ③薬剤師の職域 ④建設業 ⑤建設コンサルタント業 ⑥旅館・ホテル業 ⑦民間の保育士・幼稚園教諭の職域 ⑧農林水産業（法人等又は農林水産業協同組合）⑨理容師・美容師の職域 ⑩歯科技工士の職域（⑨⑩は R5.4.1 以降就職の方が対象） ●伯耆町に住所を有する者 ●町税を滞納していない者	伯耆町企画課 町づくり推進室 0859-68-3113
対象奨学金	（独）日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金 他	
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ●対象期間 原則 8 年間（就職 2 年目～9 年目） ●各年度の助成金額は、前年度返還額から各年度の県助成金を引いた額とし、各年度の上限額は奨学金の返還残高に助成割合を乗じて助成対象期間で除した額とする ●無利子の場合 当該奨学金の返還残高×1/2、（上限）当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 ●有利子の場合 当該奨学金の返還残高×1/4（上限）当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 ●HP : https://www.houki-town.jp/new1/10/5/x973/ 	

(7) 日吉津村地元人材育成奨学金支援事業 (日吉津村)

制度概要		問合せ先
応募要件	次の各号のいずれにも該当する者 ●日吉津村奨学資金を返還中の方 ●申請時に村内に住所を有し、現に居住する方で、5年以上定住する意思がある方。 (転勤等により一時的に住民登録した方でないこと) ●奨学金返還に関し「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」以外の補助金を受給していない方 ●村税等を滞納していない方 ●暴力団員または暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者でないこと	日吉津村教育委員会事務局 0859-27-5956 
対象奨学金	日吉津村奨学資金	
助成金額等	●申請年度の日吉津村奨学資金返還額 ●「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」受給の場合除いた額 ●HP : https://www.hiezu.jp/list/kyouiku/s155/s127/	


(8) 大山町奨学金返還支援補助金 (大山町)

制度概要		問合せ先																																
応募要件	次の各号のいずれにも該当する者 ●鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付決定を受けた者 ●前年度奨学金の返還がある ●鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している (対象業種はHP 参照) ●大山町に住んでいる	大山町まちづくり課 0859-54-5202 																																
対象奨学金	・(独) 日本学生支援機構の奨学金 ・鳥取県育英奨学資金 ・上記要件に準じた奨学金																																	
助成金額等	●補助金総額 <table border="1" data-bbox="395 1155 1193 1525"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助金額</th> <th colspan="3">補助金額の上限</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>特定業種</th> <th>一般業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">無利子奨学金</td> <td rowspan="2">【特定業種】 貸与金総額の 1/2</td> <td>6年制大学</td> <td>216万円</td> <td>108万円</td> </tr> <tr> <td>4年制大学</td> <td>44万円</td> <td>72万円</td> </tr> <tr> <td>【一般業種】 貸与金総額の 1/4</td> <td>短大等</td> <td>72万円</td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有利子奨学金</td> <td rowspan="2">【特定業種】 貸与金総額の 1/4</td> <td>6年制大学</td> <td>108万円</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>4年制大学</td> <td>72万円</td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td>【一般業種】 貸与金総額の 1/8</td> <td>短大等</td> <td>36万円</td> <td>18万円</td> </tr> </tbody> </table> ●各年度の上限額 (申請時期により異なる場合があります) ①たは②のどちらか低い額 ①前年度返還額から各年度の県助成金を引いた額 ②補助金総額 ÷ 8年 ●補助対象期間 ・補助金総額を8年間 (就職2年目~9年目) に分けて交付します。 ・なお各年度の交付額には上限額があり、8年間で補助金総額に達しない場合もあります ●HP : https://www.daisen.jp/1/10/2/e139/g497/	区分	補助金額	補助金額の上限			区分	特定業種	一般業種	無利子奨学金	【特定業種】 貸与金総額の 1/2	6年制大学	216万円	108万円	4年制大学	44万円	72万円	【一般業種】 貸与金総額の 1/4	短大等	72万円	36万円	有利子奨学金	【特定業種】 貸与金総額の 1/4	6年制大学	108万円	54万円	4年制大学	72万円	36万円	【一般業種】 貸与金総額の 1/8	短大等	36万円	18万円	
区分	補助金額			補助金額の上限																														
		区分	特定業種	一般業種																														
無利子奨学金	【特定業種】 貸与金総額の 1/2	6年制大学	216万円	108万円																														
		4年制大学	44万円	72万円																														
	【一般業種】 貸与金総額の 1/4	短大等	72万円	36万円																														
有利子奨学金	【特定業種】 貸与金総額の 1/4	6年制大学	108万円	54万円																														
		4年制大学	72万円	36万円																														
	【一般業種】 貸与金総額の 1/8	短大等	36万円	18万円																														

(9) 奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業 (江府町)

制度概要		問合せ先
対象者及び応募要件	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(1)令和2年4月1日以降に、新たに返還義務が発生する奨学金の貸与を受けて、その返還義務があること。</p> <p>(2)江府町内に住民登録をし、継続して江府町内に在住していること。</p> <p>(3)就業し、継続して勤務していること。(自営業を含む)</p> <p>(4)町税等の支払に対し、滞納がないこと。</p> <p>(5)奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業が登録するボランティア活動に、原則として年に1回以上参加すること。</p> <p>ただし、令和5年4月以降に町外から江府町に転入した者にあつては、転入時において返済中の奨学金を対象とすることができる。</p>	江府町教育委員会 事務局教育課 0859-75-2223
対象奨学金	独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、鳥取県育英奨学資金、その他町長が定める奨学金	
助成金額	申請年度の返還額（上限年30万円、最長120ヶ月）	

(10) 日南町人材育成奨学金 (日南町)

制度概要		問合せ先
対象者	日南町人材育成奨学金の貸与を受けた者で、学校等を終了後、奨学資金貸与年数の2倍の年数、日南町内に住民登録の上、居住し就職（町外可）している者。	日南町教育委員会 事務局 0859-82-1118
応募要件	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請書に不備がないこと。 ●税及び料金等に滞納がないこと。 	
対象奨学金	日南町人材育成奨学金	
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ●本奨学資金の返還を免除（1学年：年額100万円 2学年以降：年額60万円） ●HP：https://www.town.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikuka/shogakukinjojokin/2941.html 	

4 大学等進学資金助成金

<お問合せ先>

○鳥取県教育委員会事務局 人権教育課 育英奨学室

・HP：鳥取県大学等進学資金助成金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/327273.htm>

・電話：0857-29-7145



大学、専修学校および各種学校への進学のために金融機関から借用した教育ローンなどの利息の一部を助成する。

●助成額

1 区分	2 算定基準 (限度)		
	借入額	償還期間	借入利率
・大学 (国内・国外) ・専修学校専門課程 (修業年限2年以上) ・専修学校一般課程 (修業年限2年未満) ・各種学校 (修業年限2年未満) ・県内予備校 (修業年限6月以上)	50万円	10年	株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける教育貸付金の貸付利率 (申請年度の4月1日現在) 又は2パーセントのいずれか低い利率
・専修学校専門課程 (修業年限2年未満) ・専修学校一般課程 (修業年限2年以上) ・各種学校 (修業年限2年以上)	100万円		

●募集締切 令和8年5月(予定) ※詳細はお問合せください

●提出先 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

5 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

<お問合せ先>

○日本政策金融公庫

・HP：日本政策金融公庫「国の教育ローン」

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

・電話：0570-008656 又は 03-5321-8656

受付時間 月～金 9:00～19:00(土日祝日、年末年始を除く)



高校、大学、専修学校などに入学又は在学される方の保護者に対して、入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用をご融資する制度。

対象者	(1)自宅外通学 (2)修業年限5年以上の大学(昼間部) (3)大学院 (4)海外留学(修業年限3ヵ月以上の外国教育施設に留学する場合) 上記いずれかの資金として利用される方	左以外の方
借入可能	上限450万円まで(一人あたり)	上限350万円まで(一人あたり)
金利	固定金利 年3.55% (令和8年2月2日現在)	
返済期間	20年以内	

※日本学生支援機構等の奨学金と併用可能



鳥取県学生寮のお知らせ

公益財団法人鳥取県育英会では、東京都内に明倫館（男子）、清和寮（女子）の2寮を運営しており、東京及び近郊で学ぶ県出身の学生に、経済的な負担を軽減すると共に、健康で文化的な生活環境を提供しています。



- 鉄筋コンクリート4階建
- 平成元年8月完成

明倫館（男子寮）

住所：東京都世田谷区成城 1-18-11

最寄り駅：小田急小田原線

成城学園前駅 徒歩7分

電話：03-3415-8836

定員：73名

月額寮費	月額食費	入寮費
28,000円	20,000円	1年間 67,200円

清和寮（女子寮）

住所：東京都豊島区目白 4-34-6

最寄り駅：JR山手線 目白駅 徒歩12分

西武池袋線 椎名町駅 徒歩6分

電話：03-5982-1658

定員：74名



- 鉄筋コンクリート地上3階 地下1階建
- 平成5年10月完成

月額寮費	月額食費	入寮費
34,700円	20,000円	1年間 64,800円

※いずれの寮も朝夕食があります。（土曜、日曜、祝日、年末年始、お盆の期間を除く）

募集案内は、県内の高等学校等に配布するとともに、ホームページにも掲載しております。

ホームページ <http://www.tottori-ryo.or.jp/>

鳥取県育英会 学生寮

検索

○寮長から

大学や専修学校のオープンカレッジなどで東京に来られたときは、ぜひ、学生寮にも立ち寄って、下見してください。寮の職員が寮内をご案内しますので、お気軽にお電話でご連絡ください。